

改正

平成23年3月9日告示第28号

平成30年2月20日告示第17号

西之表市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西之表市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成16年西之表市告示第26号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、市が発行する広報紙に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の種類等)

第2条 広告を掲載できる広報紙の種類及び発行回数等の仕様については、別表に掲げるものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、広報紙の最終ページ又は紙面内で市長が指定する位置とする。

(広告の規格及び枠数)

第4条 広告の規格は、1枠当たり縦9センチメートル、横6.8センチメートルとする。

2 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)が広告を掲載できる枠数は1枠を基本とするが、広告掲載希望者が募集する枠数に満たないときは、複数枠の利用を認めることができる。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月単位とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、裏表紙に掲載する場合は月15,000円、紙面内に掲載する場合は月13,000円とする。

2 要綱第8条第3項の広告掲載決定通知書の送付を受けた者は、前項の広告掲載料を市長が指定する日までに一括して納付しなければならない。

(広告掲載料の割引)

第7条 次の各号に該当する場合は、当該各号の定めるところにより広告掲載料を無料とすることができる。

(1) 既に納付した広告掲載料が73,000円に達した場合 次回裏表紙1枠

(2) 既に納付した広告掲載料が65,000円に達した場合 次回紙面内1枠

2 前項の規定は、申込みから12月を超えない期間において適用する。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、要綱第6条の規定により、ホームページ及び広報紙により公募するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月9日告示第28号)

この要綱は、平成23年3月9日から施行し、平成23年4月号から適用する。

附 則 (平成30年2月20日告示第17号)

この要領は、平成30年2月20日から施行する。

別表 (第2条関係)

広報紙有料広告に係る仕様書

| 広報紙の種類 | 広報紙「市政の窓」 |
|--------|---|
| 規格 | A4版、2色刷り、平均20ページ（うちカラー8ページ。ただし、フルカラーとなる場合あり。） |
| 発行部数 | 約8,200部（市内配布約8,000部、市外配布約200部） |
| 発行形態 | 毎月25日発行（土曜日、日曜日、祝祭日の場合はその翌日）、年12回 |
| 掲載位置 | 最終ページ（カラー刷りで掲載）又は紙面内（2色刷り又はカラー刷り） |
| 広告の規格 | 縦9センチメートル、横6.8センチメートル |